

- (注1) ILO事務局は、インフォーマル経済の例示として、露天商、靴磨き、ごみ収集人、家事使用人などを挙げている。さらに、インフォーマル経済の特徴として、法律上及び規制上の枠組みの下で認知されていないか若しくは保護を受けていないこと、それゆえ、そこで働く労働者や起業家が高度に脆弱な立場に置かれていることを挙げている。詳細については、ILO事務局『Report VI Decent work and the informal economy』International Labour Conference 90th Session 2002を参照。
“<http://www.ilo.org/public/english/standards/relm/ilc/ilc90/pdf/rep-vi.pdf>”
- (注2) インフォーマル経済で働く若者については、2005年6月開催の国際労働総会に提出された報告書「若年者：ディーセント・ワークへの道」の記述によっている。
“<http://www.ilo.org/public/english/standards/relm/ilc/ilc93/pdf/rep-vi.pdf>”
- (注3) ディーセント・ワークとは、ILOが提唱する目標であり、「人間としての尊厳を保てる生産的な仕事」をいう。ILOは、「すべての人々にディーセントな仕事の機会を確保すること」を目指して、①仕事の創出、②仕事における基本的な人権の保障、③社会保障などの社会保護の拡充及び④仕事における民主的参加と対話の推進を4つの戦略目標として定めている(ILO駐日事務所資料による)。
- (注4) 1998年12月17日の国連総会決議により、第55回総会をミレニアム総会と命名し、その冒頭に国連ミレニアム・サミットを開催することが決定された。これにより、第55回国連総会(国連ミレニアム総会(2000年9月5日～))の冒頭、9月6日(水)から8日(金)まで開催され、各国首脳による演説と円卓会議が行われ、ミレニアム宣言が採択された。
- (注5) エンプロイアビリティとは、労働市場価値を含んだ就業能力、即ち、労働市場における能力開発目標の基準となる実践的な就業能力として捉えることができる(平成13年7月12日付労働政策審議会職業能力開発分科会文書「エンプロイアビリティの判断基準等に関する調査研究報告書について」)
- (注6) 2005年12月19日現在
- (注7) ILOホームページ
“<http://www.ilo.org/public/english/standards/relm/ilc/ilc86/com-res.htm#Resolution>”
- (注8) ILOホームページ
“<http://www.ilo.org/public/english/region/asro/bangkok/meeting/yr2002/youth/agenda.htm>”
- (注9) ILOホームページ
“<http://www.ilo.org/public/english/standards/relm/gb/docs/gb286/pdf/esp-5.pdf>”
“<http://www.ilo.org/public/english/standards/relm/gb/refs/pdf/rod286.pdf>”
- (注10) ILOホームページ
“<http://www.ilo.org/public/english/employment/yett/tmyewf.htm>”
- (注11) 「グローバル化と若者の未来に関するアジア・シンポジウム」報告書
“<http://www.mhlw.go.jp/10080/topics/2005/05/tp0512-1.html>”
- (注12) アフガニスタン、ブルネイ、スリランカ民主社会主義共和国、インド、パキスタン・イスラム共和国、日本国、タイ王国、マレーシア、バングラディシュ人民民主共和国、中華人民共和国、インドネシア共和国、大韓民国、シンガポール共和国及びベトナム社会主義共和国
- (注13) APSDEP (Asian and Pacific Skill Development Programme)とは、ILOが協力する地域プログラムであり、職業訓練分野における地域協力の促進に関するアジア太平洋労働大臣会議の要請を受け、国連開発計画(UNDP)及びILOの援助のもとに、1978(昭和53)年に設立された。アジア太平洋地域における職業訓練に関する専門的知識、経験、資材・施設等を相互に活用した職業訓練分野での技術協力を推進することによって、これら諸国の職業訓練及び技能の水準の向上、雇用の拡大ひいては経済・社会開発を促進することを目的としている。APSDEP及びILOは、上記目的達成のため、職業能力評価制度、職業訓練情報ネットワーク、企業内訓練等の幅広い分野で、調査・研究の実施、セミナー、ワークショップ、研修の実施、各種資料の出版等の活動を行っている。
- (注14) 「7つの原則」とは、1998年にロンドンで行われた成長と雇用に関する8か国会合において採択された、新たな雇用を創出し失業と社会的疎外に対処するための原則である。
i 持続的なインフレなき成長及び雇用のための健全なマクロ経済政策
ii より効果的な財・資本市場の促進等により雇用増大を容易にし、不適正な課税又は規制制度に起因する障害、とりわけ中小企業に影響を与えるものに取り組み、柔軟で効率的かつ衡平な労働時間配分及び労働組織を促進することが我々の労働・資本・財市場において必要な場合の構造改革
iii ベンチャー資本へのアクセスの向上等により、起業家精神を育成すること及び中小企業、とりわけ新規事業にとって好ましい経済環境を創出すること
iv 長期失業者になることを防ぐ目的で若年者及び成人のための雇用、教育、又は訓練の機会、及びシングル・ペアレントや障害を有する人々等の諸集団のための措置を増大すること
v 成長及び雇用を促進し、脆弱な諸集団を保護しつつ、失業している人々又は労働市場から疎外された人々が積極的に職を探し自らに適した雇用を見出すことを可能にしかつ奨励するために租税/社会給付制度を改革すること。福祉から労働への移行の成功は、訓練及び職業ガイダンスを含む積極的な労働市場政策、更に労働市場からの疎外の根本的な原因に取り組むことへの持続的なコミットメントを必要とするであろう。
vi 人々が、自らの知識及び技能を開発し、自らの雇用可能性を改善するために、その職業生涯を通して学習すること—即ち、生涯学習—を可能にし、奨励すること
vii 全ての労働者のために、機会の均等を促進すること及び差別と闘うこと
- (注15) OECDホームページ
“<http://www.oecd.org/dataoecd/36/6/17652658.pdf>”
- (注16) 地域のニーズに即した持続性のある社会的に有用な事業を創出するとともに、若年者の就職を支援するため、地方公

共同体等が過去に就労経験のない若年者を期限付き(最長5年)で雇用するもの。当該雇用をした団体に対しては、国から最低賃金の80%相当の補助金が支給される。1997年に導入された。

- (注17) 日本労働研究機構(現:労働政策研究・研修機構)(2003)『諸外国の若者就業支援政策の展開—イギリスとスウェーデンを中心に—』p7
- (注18) EUの執行機関にあたる。加盟国の合意に基づき欧州議会の承認を受けた委員で構成。24の総局があり、政策、法案を提案、EU諸規則の適用を監督、理事会決定等を執行(共同体事項(通商分野)につき対外的にEUを代表:国際法人格を有す。)
- (注19) 政治レベルの最高協議機関。EU加盟国首脳及び欧州委員会委員長により構成(理事会議長国首脳が議長を務め通常年4回開催)。欧州連合の発展に必要な原動力を与え一般的政治指針を策定する。共通外交安全保障政策の共通戦略を策定。
- (注20) EUの基本条約(欧州連合条約と欧州共同体設立条約及び欧州原子力共同体条約、欧州石炭鉄鋼共同体条約(2002年失効))の改正を行う条約。1997年に署名、1999年に発効した。なお、2003年にはそれを改正するニース条約が発効している。
- (注21) EU加盟国の閣僚級代表により構成されるEUの主たる決定機関。総務・対外関係理事会、経済・蔵相理事会等分野毎に招集、開催される。議長国は、欧州理事会に同様。
- (注22) リスボン雇用サミットで示された経済・社会政策についての包括的な方向性について、以後「リスボン戦略」と呼ばれている。

参 考 文 献

- ・小杉礼子(2003)『諸外国の若者就業支援政策の概観』『諸外国の若者就業支援政策の展開—イギリスとスウェーデンを中心に—』日本労働研究機構(現:労働政策研究・研修機構)
- ・小倉一哉(2004)『OECDの雇用戦略』『OECDとEUの雇用戦略に関する比較考察』『先進諸国の雇用戦略に関する研究』労働政策研究・研修機構
- ・OECD(1994)“The OECD Jobs Study”
- ・OECD(2000)“From Initial Education to Working Life - Making Transitions Work”
- ・OECD(2002)“OECD Employment Outlook 2002”
- ・OECD(2005)“From Education to Work - A Difficult Transition for Young Adults with Low Levels of Education—”
- ・EUホームページ(European Employment Strategy)
http://europa.eu.int/comm/employment_social/employment_strategy/index_en.htm
- ・濱口桂一郎(2001)『増補版 EU労働法の形成』日本労働研究機構(現:労働政策研究・研修機構)
- ・濱口桂一郎(2003)『EUの雇用戦略』『日本労働研究雑誌』2003年6月号、日本労働研究機構(現:労働政策研究・研修機構)
- ・伊藤実他(2004)『フランス・ドイツにおける雇用政策の改革—EU雇用戦略と政策転換—』労働政策研究・研修機構
- ・濱口桂一郎(2004)『EUの雇用戦略』『先進諸国の雇用戦略に関する研究』労働政策研究・研修機構
- ・濱口桂一郎(2005)『EU(欧州連合)編』『欧米の社会労働事情』(財)日本ILO協会